

近代の新聞報道にみるねぶた喧嘩－明治期から昭和初期－

小山隆秀^{*})

Neputa-kenka as reported in modern newspapers : from the Meiji period to the early Showa period

Takahide OYAMA

(キーワード：ねぶた、ねぶた、喧嘩、近代、青森県、弘前市、新聞、都市、祭礼、警察、違反、取締り)

1 はじめに

毎年8月になると、青森県津軽地方や下北地方の一部では、1週間毎夜、木竹や紙で新造した山車を曳き、笛や太鼓等の囃子を付けて集団で練り歩く年中行事があり「ねぶた」「ねぶた」と呼ばれてきた。(なお、主に弘前のものを「ねぶた」、青森を「ねぶた」と区別して呼称することが多く、本論でもそれに従って記述するほか、「ネブタ」と表記した際は、当該史料の記述に従って記したものである。しかし実際には、各地域での呼称や新聞表記でも双方の呼称が混在している現状があり、明確な区別は難しいといえよう。

この行事の起源は明らかではないが、七夕や眠り流し、盆行事にあるとされている。近世以降は都市祭礼へ変化し、特に旧弘前藩の城下町であった弘前では、武装した青少年達の乱闘である近世の「喧嘩口論」および近代の「ねぶた喧嘩」が伴う形態となっていた。そのねぶた喧嘩の習俗は、県内各地のねぶた・ねぶたでも発生しており、人々から忌避されて警察の取締り対象となった。市中における大規模なねぶた喧嘩は、昭和初期に消滅したものの、現在のねぶた・ねぶたの形態や祭礼構造、「伝統」の観念を形成するうえで、様々な影響を残したのである¹⁾。

このような、ねぶた喧嘩の実態は、近代の新聞資料で数多く報道されているが、それらを詳細に分析する研究はあまり進展していない。よって本論では、それらの近代資料を丹念に紐解きながら、近世以来の喧嘩習俗が、近代社会にどのように認識されて、どのように変化していったのか、分析するものである。

なお本論では主に、ねぶた喧嘩が盛んだった明治初期から大規模なねぶた喧嘩が収束した昭和初期までの弘前市のねぶた祭りについて、青森県津軽地方で明治期から刊行されてきた地域の主要な新聞である「東奥日報」²⁾と「弘前新聞」³⁾等の報道および民俗調査の成果から、ねぶたの様々なトラブルを抽出していくものである。



(写真1)竹森節堂「ねぶた風物詩 ねぶた喧嘩の図」(1966年、弘前市立博物館蔵)

^{*})青森県立郷土館 主任学芸主査 青森市本町2丁目8-14

2 近代のねぶた喧嘩

廃藩置県後の明治6年(1873)に、青森県は、近世以来のねぶた・ねぶたの行事について、様々な偶像を持ち出して市中を徘徊したり、大勢で闘争したりする野蛮な習俗である、として禁止令を出した。それでも明治8年(1875)や同10年(1877)に弘前市や青森市の民間でねぶたを出した記録があるという。しかし同15年(1882)8月2日に「佞武多取締規則」が定められ、ねぶた・ねぶたの行事は、制限付きで許可されるようになった。その内容は、ねぶた・ねぶた行事において、各山車は取締人を立てて警察署から許可を得ること、闘争や公衆の妨害をしないこと、山車の大きさを制限すること等であり、その後のねぶた・ねぶた取締りの基準となった⁴⁾。

そのなかで近代の弘前市で発生していたねぶた喧嘩は、近世城下町時代のねぶたの喧嘩口論からつながる習俗であった。藩政期の各町同士の対抗意識に加えて、明治10年代からは、当時創設が相次いだ各町道場同士の対立も混じるようになっていた⁵⁾。

明治初期の弘前市内のねぶた喧嘩の実態については、昭和9年(1934)8月13日「弘前新聞」の連載「津軽名物 ネブタ座談会—佞武多通は語る—」が参考となる。それによれば、明治5年(1872)頃のねぶた喧嘩は、ねぶた同士行き会った場合に敵のねぶた本体を壊そうとして、刀剣などでねぶたの山車を切った切り口を誇るのが目的だったという。制止しようとして警察官が喧嘩集団から逆襲されることもあったので、黙認せざるをえない場面があったという。さらに憲兵隊がねぶた喧嘩を騒擾罪として取り締まろうとピストルで解散させたが、逆に竹槍の集団に囲まれてしまったという。人々は喧嘩で頭を護るため、町道場の者は鉢金や陣笠をかぶり、町方は味噌瀝し等をかぶり、黒い着物等を着たという(弘前新聞 S9.8.13)。

新聞がねぶた喧嘩を報道し始めるのは、明治21年(1888)、12月6日に「東奥日報」が創刊されてからである。すでに同年夏季のねぶた祭りが終わっていたため、ねぶたの記事は翌明治22年(1889)から始まる。それによれば、一昨年までねぶた喧嘩がよく発生して警官が出動していたが、その喧嘩の「弊風」を一掃し、協力して決して「蛮風」を表さないようにしたこと。弘前のねぶた喧嘩が「武士の花」であり「武を磨くよ屈強よとエンヤ切り込め」の掛け声とともに、一步も引かぬ武士の意地を争ったのは「世の進化」とともになくなり、今年是最も穏やかで喧嘩が止まったと述べている(東奥日報 M22.8.6、8.11)。しかし翌年には、新町と茂森町の若者達が連合でねぶたを担ぎ出し、鍛冶町で地元の若者連と争い、刀で腕や頭を斬られた者が4、5人出た。また上町と下町が喧嘩し、石や鉄塊、人糞、火薬等を投げつけ、駆けつけた警官が負傷した(東奥日報 M23.8.14、8.26)。明治24年(1891)にも「青森のねぶたは陽気なり、弘前のねぶたは殺気なり」といって、例年のごとく弘前ではねぶた喧嘩が発生し、ねぶたを担いで市中を横行し、各所で「棒舞」「木刀躍り(きだちおどり)」といった乱闘と投石があり、負傷者が出て、警察が出動していた。当時の市民間に「弘前は尚武の地であり、七夕の祭りで闘争がなくては当年の五穀豊穰はない」という伝承があったようだ(東奥日報 M22.8.11)。

凄惨な事件が起こる。明治10年代から20年代の弘前では、廃藩置県後の世相の混乱を嘆く人々と自由民権運動の影響から、市内各地域に青少年教育の場となる町道場が次々と創設された。若者達はそこで学問と武術に励み、ねぶた喧嘩などでも互いに激しく対立した。明治24年(1891)旧7月7日未明、ねぶた喧嘩の遺恨から、町道場「北辰堂」が、ライバル道場「陽明館」の襲撃を受け、複数の重軽傷者が出た。この事件はのちに「北辰堂襲撃事件」と呼ばれるようになる。発生直後に弘前警察署の警部、巡査、判事等が車で四方へ奔走し、探偵と巡査を派遣して、市内各所へ非常線を張って暴漢数十名を捕縛し、嫌疑者29名を尋問した。さらに証人としてその父兄妻子を警察署へ引致した(東奥日報 M24.8.13、8.25)。

その闘争で、北辰堂の若者1名が頭部に重傷を負い危篤状態となり、市民の同情を集めた。慰問者が約500名、見舞い品送付者が約80名出たといい、一進一退の容態が詳細に報道された(東奥日報 M24.8.25)。一方、嫌疑者として警察に拘束された約30名に対しては「気の毒だ」としている。すなわち本人だけではなく、妻子父兄まで辱めを受けてしまうこと、一夜の酔狂や戯れ言で希な大騒動を起こして幾百人の嘆きを買い、弘前市の大獄となったのは実につまらないことで、罪名を定めて実行犯を罰し、このようなことを弘前市有志の尽力で消滅させるべきだ、という見解が載る(東奥日報 M24.8.15)。



(写真 2)現在の北辰堂(弘前市長坂町、2009 年撮影)

この後、弘前のねふた喧嘩は一時的に鎮静化したようだ。明治 26 年(1893)の弘前市のねふたは、例年よりも台数が少なく穏やかで、市内各所で他町同志の小競り合いがあったが、十数名の巡査が制止して大事にはいたらなかった(東奥日報 M26.8.22)。明治 29 年(1896)も、扇燈籠や生首を描いたねふたを担いで武装した青年達が投石したり、鬨の声を上げて喧嘩しようとするが、14、5 名の警官や憲兵が要所を固めて警戒しているので本格的な喧嘩にならずに終わった(東奥日報 M29.8.8)。

明治 20 年代から 30 年代の弘前では急速な近代化が始まっていた。鉄道が開通し、市内の各産業の仕組みが近代化をはかり、会社法人、私立銀行、実業団体等が次々と設立された。さらに明治 30 年(1897)、弘前市に陸軍第八師団が開設されて「軍都」弘前となり、廃藩置県以降衰退していた旧城下町が、師団・部隊関係者の生活を支える商業が盛んになって活力を得た。新しい官舎や住宅街、道路が建設されて市街地形成の基礎的な要素が形成され、減少していた人口も上昇にむかった。また、明治 34(1901)年 6 月 10 日には弘前電灯株式会社が開業し、弘前市他 2 か村へ電灯 422 灯分を供給した⁶⁾。このような時代の活気を反映したのか、明治 30 年代になると、弘前のねふた喧嘩が再び活性化したのである。明治 32 年(1899)当時のねふた喧嘩の傾向として、町道場同志の対立とともに、近世城下町以来の町人町である「上町(うわまち)組」と、士族町である「下町(したまち)組」との間で行われることが多くなっていったという。しかし同年は一変して同じ上町組同志の喧嘩となった。毎夜小競り合いがあり、警戒中の巡査と憲兵数十名が出動して鎮めたが、その後も止まず、十数名の重軽傷者が出た(東奥日報 M32.8.15)。

翌明治 33 年(1900)は、ねふたの運行台数が多く、「喧嘩好き」が「今晚こそはねふた喧嘩が起こるか」と期待していた。当時は、ねふた喧嘩の当事者以外に、喧嘩を見物して楽しむ不特定多数の群集が出現していたのである。しかし弘前警察署は、例年のように近くの村々から駐在巡査を招集して憲兵などとともに非常警戒体制をとっており、その警戒と明るい街灯のせいで大きな喧嘩はないだろうと予測された。しかし旧暦 7 月 4 日の夜、下町仲町連合団が上町と、屋根石の投下、竹槍真剣木刀による激烈な闘争を行い、双方複数の重軽傷者を出し、鎮圧の現場で陣頭指揮をとっていた弘前警察署長が、投石を頭部に受けて軽傷を負い、予備軍曹 1 名が面部を刀で斬られた。7 日明け方も警戒を解いた後、親方町で小さな闘争が発生した。「喧嘩が近年希なるほど激しい」という(東奥日報 M33.7.31、8.3)。そのためか明治 34 年(1901)には、弘前警察署が、木太刀や棍棒等を携帯して市中を徘徊する者で、それらを喧嘩に使うことが判明すれば、引致し処分する方針だと発表した(東奥日報 M34.8.16)。

なお、同じ明治 34 年(1901)に、「髭八」「指頭」というペンネームで掲載された社説「ネブタ雑観」では、喧嘩ねふたの弊害について、弘前市民の意識転換を訴えている。すなわち、青森ねふたは「道化」が伴うのに対し、弘前ねふたには「蛮力」が伴うという。よって、蛮力を用いる弘前のねふたはしだいに衰退しており「仮装の要素」を増している。やがてねふたというものは「本家」である弘前が消えて「別家」である青森のものとなるだろうとしている。また衰退の原因として、弘前には、各地域同志の対抗意識「割拠的部内的精神」があり、その象徴としてねふたを用いて争うため、お祭りとして楽しむ要素が発達しないからだという。時勢の進展は、弘前人の従来の観念を破壊しなくてはならないが、弘前人は頑固であり根が深いという。今年、学生殺傷事件が発生したので弘前のねふたが禁止されたが、最も喜んだのは巡査と憲兵であろうし、最も失望したのは露店の商人達だろうという(東奥日報 M34.8.19・8.20)。

明治 35 年(1902)は、七夕祭であるねふたの最終日「ナヌカビ(七ヶ日)」が、ちょうど総選挙日と重なったので、その取締りのため、すべてのねふたの運行は、総選挙後に実施することとした(東奥日報 M35.7.10)。このナヌカビとは旧暦 7 月 7 日のことである。この日はねふた運行の第七日目にあたり、運行を終えたねふた本体を川や海に流して解体

したり、子ども達が水遊びをする日であるが、ねぶた行事の最終日のため、激しいねぶた喧嘩が発生しやすい日でもあった。運行では警察が厳重に取締り、一昨年(1902)の茶畑町での「野蛮的挙動」が再発しないように、喧嘩する者と喧嘩をしかける者を問わず、発見ししだい呵責なく引致して処分することを、少年や学生とその父兄にも注意した(東奥日報 M35.8.15)。

また、ねぶた喧嘩のやり方そのものが劣化しているという。旧藩時代を知る古老によると、往時のねぶたは尚武の気を発達させるものであり、互いのねぶたが進路を巡って対立したときに、退いてしまうことで己の体面が傷つくので、そうなるまいと闘争するものだという。さらに、当時の闘争者はすべて士族であり、武士的作法から木刀で戦うもので、実戦演習として行っていたとする。しかし今日の若者達の戦い方は、闇討ちや背後から襲うこと、一人を多数で襲うこと、己の面体を隠すことなど卑劣な方法が多く、昔の戦いと全く異なるという。また弘前ねぶたは喧嘩のために落命する者がある一方、青森ねぶたは「淫猥の風」があり、ともに偏っているという。ねぶたそのものをただちに廃止しようとするものではないが、このような偏った悪習慣を排除し、風俗改良の度を一掃進めたい。弘前も青森の都会で各郡の模範地だから、最も風俗矯正に注意してほしい、というものであった(東奥日報 M35.8.21)。

明治 36 年(1903)の青森県は、深刻な凶作と水害に見舞われ、貧民救済のため二十数万の県債が起されたほか、内外の慈善家からも義捐金を受けていた。さらに伝染病発生の兆しがあったという。そのような状況で「ねぶた騒ぎをするには忍びない」として、弘前警察署は、一人持ちの燈籠以外は許可しないと発表した。同様に青森県庁も内訓示として、弘前市役所と警察署に対して、ねぶた中止の厳命を下すだろうという。しかし市民からは、ねぶたは豊年祭であり、露天商の人々にとっては利があるので、細民救済の一便法と景気のために、喧嘩がないねぶたをやってほしいという声があったという(東奥日報 M36.8.22)。そのためか、ねぶた運行は中止とはならなかった。例年のように、15、6 歳の少年達による金銭強要が発生し、武装した町組同士によるねぶた喧嘩が発生し怪我人が出た。よって弘前警察署は、村落の巡査も招集して、喧嘩予防のため各町の要所ごとに警戒線を張り、違反者を発見し次第、引致して処分する方針とした。中郡清水村の 20 歳の男が、佞武多取締規則違反で弘前署へ召還され、取り調べのうえ、1 円 50 銭の科料を処せられた(東奥日報 M36.8.28、8.29)。さらに 8 月 27 日の夜には、弘前警察署の内情探査で仲町および下町と陽明館が、互いにねぶた喧嘩の準備をしている情報を把握したので、事前に止めさせた。また、19 歳から 31 歳の男 6 名を検束して、竹槍や木刀、こん棒、刀剣を没収するなど喧嘩を小規模に抑えた(東奥日報 M36.9.1)。

明治 37 年(1904)、日露戦争が勃発した。警察では、各町道場の青年達がねぶたを準備しているが、本戦争に対して尚武思想養成等を理由にしてねぶた喧嘩を行っては困るという。もともと弘前のねぶたは、美術的意匠をもって外国人の賞賛を博しているのだから、その特色を一層發揮するべきであること、現在交戦中のロシアを侮辱するような意匠のねぶたを作成することは、国際上不穏当なので避けてほしい、とコメントしている(東奥日報 M37.9.1)。

明治 39 年(1906)、は弘前藩祖 300 年祭があり、市内の 4 つの町道場がそれぞれ、高さ 9 間もある大型のねぶたを制作した。その一方で道場同士のねぶた喧嘩があり、斬り合いで 4 名の負傷者が出た(東奥日報 M39.9.11、弘前新聞 M39.9.13)。

明治 41 年(1908)から 42 年(1909)も、夜になると弘前市内でねぶた喧嘩が発生し、ねぶた喧嘩のリーダー格である「喧嘩師」だけでなく野次馬も参加して、投石や刀剣類、棍棒による乱闘で負傷者が出るなど、警察は対応に追われた(弘前新聞 M41.8.14、8.21、8.22、8.30)。明治 43 年(1910)8 月 5 日午前、弘前警察署は、ねぶたを出す各町道場の重役と各消防組の小頭以上を招集した。佞武多取締規則を説明したうえで、4 人持ち以上のねぶた運行は不許可とすること、運行は午後 11 時までとして部外への運行は禁止すること、ねぶた運行出願者は重立 5 名以上で連署すること、金銭募集を禁止すること等を説明した(弘前新聞 M43.8.6)。このようにねぶた期間前に、警察が関係者を集めて協議し、注意事項を発表することは例年のことだった。しかしその 2 日後の夜、新寺町の青年達が、生首をかたどった不許可のねぶたを運行し、警察の制止を振り切って土手町蓬莱橋を渡ろうとしたため、警官たちに制止され、そのねぶたは破却された(弘前新聞 M43.8.8)。また、ねぶた喧嘩を見物するために集まってくる不特定多数の「野次馬連」は、ねぶた喧嘩の様子が「旅順の白兵戦のようで、目抜き通りの電灯下の決戦は活動写真のようだ」と楽しんでいただ(弘前新聞 M43.8.20)。明治 44 年(1911)8 月には、下町の扇燈籠約 10 個が、警官の静止を振り切って市内を練り歩いて騒動を起こした。警察署内でもトラブルが発生した。ねぶた騒ぎで弘前署に拘留されていた数名が、警察官を侮辱して折檻されたが、その際に、警官が誤って帯剣を自分の顔にぶつけて負傷したという。このような騒動に対し新聞は、ねぶた喧嘩は強さではなく野蛮であり、野次馬もよくないと評している(弘前新聞 M44.8.30)。

大正元年(1912)は、6 月に皇族閉院宮夫妻が来青するので、武田青森県知事が、ねぶたを活動写真でご覧いただくことを計画した。しかしそのフィルムが不鮮明なうえに、弘前のねぶたが「淫猥野卑」で闘争が絶えずに毎年死傷者が

出しており、識者がそのような事件を廃止しようと苦慮している現状だから「これを宮家に見せるのは百害あって一利もなく、盆の太刀振り(民俗芸能の一種)の方が一層面白いだろう」としている(弘前新聞 T 元、8.9)。実際に同年のねふたの時期は、明治天皇崩御による御大喪中のため、各市民が謹慎して、提灯がわりの扇燈籠でさえ持ちまわる者がいかなかったという(弘前新聞 T 元、8.15)。

また当時、都市整備が進展し、明治 42 年(1909)に電信電話が業務を開始するなど、近代のインフラが整備されてきた弘前市では、ねふたの運行がそれら通信機器類運用の障害となった。例えば大正 2 年(1913)のねふた時期には、多くのねふたが本町坂の上に集まって盛んに囃し立てるため、その音で弘前郵便局の電話交換や呼出番号の聴取が不能となり、中断した。よって、なるべく郵便局等の重要機関を妨害しないよう注意すべし、と訴えている(弘前新聞 T2.8.6)。

では、当時のねふた喧嘩に参加していた人々は、どのような人々だったのだろうか。大正 2 年(1913)8 月 9 日の「弘前新聞」が参考となる。ねふた運行中に、暴行やそのほか公安を害したために弘前警察署が拘束した男 15 名の実名と年齢が掲載されている。それによれば彼らは、市内では和徳町の菓子商 17 才、東長町の日雇 36 才、富田町の大工 28 才、銅屋町の 28 才、茂森町の 34 才と 16 才、和徳町の魚商 33 才、禰宜町の 21 才、富田町の豆腐屋 25 才、新楮町の皮職 22 才、松森町の元巡査 23 才と 29 才、市外からは中郡豊田村外崎の 35 才、中郡堀越村門外の 23 才、中郡の堅田村 19 才らであったといい、市内または周辺村落在住の 16 歳から 36 歳の男達であった。なお本論では、当時の新聞が記した彼らの実名は伏せた。彼らのなかには、警官を侮辱したり、棍棒で殴打した者、または浴衣の下に鎖帷子を着て、日本刀を所持して北横町を横行中に取り押さえられた者、消防夫に変装して懷中に包丁と匕首を所持しているところを警戒中の巡査に捕まった者もいた(弘前新聞 T2.8.9)。

また子供達は、親に隠れてねふたを作っていたようであり、製作中に事故を起こすこともあった。大正 3 年(1914)7 月 13 日午後 6 時頃、弘前市馬喰町の弘前分監向かいの空き家で、放火があったという情報があり、駆けつけてみると放火ではなく、2 人の小学生が裏手でねふたを作り、蠟を煮るため土間にたき火をしたら、紙くず籠に飛火したものだ。注意するべきだと近隣の某氏が語っている(弘前新聞 T3.7.14)。

なお、大正 3 年(1914)は、御大喪中のため、ねふたは断じて許可しない。国民として謹慎すべきときにねふた騒ぎは当然遠慮すべきだ、という意見が出た(弘前新聞 T3.7.29)。北田弘前警察署長も、ねふたも盆踊りも警察で絶対に許可しない、というわけではないが、各自大喪中であることを念頭において行動し、注意するまでもなく充分謹慎すべきだろう、と述べている。そして、ねふたの弊害は学生の鬭争と金品強要であるとした。先日も学生間で凶器による喧嘩で 2、3 名の負傷者が出て取り調べ中である。正当防衛のために凶器を持つというが、学校や父兄で注意してほしい。またねふた喧嘩は尚武の精神で、ねふたの後は敵味方もなくなるというが、それは昔の話であり、世界を相手にする時代の教育法ではない。また蠟燭や金を出せと回るのは、乞食のような行為で根絶したい、とコメントしている(弘前新聞 T3.8.15)。

例年のように、ねふた運行が始まる前に、弘前警察署に各町総代人を集めてねふたの運行について協議し、それに基づいて決定した「佞武多に関する注意」について、北田警察署長より各町総代人に対して文書で通知した。その内容は、佞武多取締規則の遵守、運行願には町内総代人の連署が必要なこと、多額の費用を要する巨大なねふたの製作を禁じること、公安および風俗を害する絵画(淫猥なるものまたは生首など)は描かないこと、凶器や棍棒および瓦礫を携行しないこと、運行はすべて警察や町総代人、消防役員等の指示に従うこと、ねふた同士が互いに行き会ったら互いに右側へ避けて秩序ある謙譲の美徳を発揮すること、運行中の言動は慎み他人に迷惑をかけないこと、各戸へ蠟燭や金品強要に回らないこと、運行は 24 日から 26 日の 3 日間に警察署が定めた時間と通路を運行するため、指定した時間と場所に集合し、警察の指揮を待つこと。勝手に運行しないこと等である。なお、子どもの運行はこの限りにあらずという(弘前新聞 T3.8.22)。当時のねふた運行の実態を暗示しているようで興味深い。同年、8 月 24 日までに弘前警察署で運行許可を与えた各地区のねふたの合計数は 91 台で、本日 25 日に翌日のねふたの運行順路を発表した。それによると午後 6 時に、玉成小学校門前から裁判所前までの弘前城堀端に集合し、秩序正しく整列、7 時間から各町を順番に行進してゆき、最後は警察署で解散する予定だという(弘前新聞 T3.8.25)。

大正 4 年(1915)、このように警察がねふた運行に対して規制をかけていく一方で、ねふたの行事そのものの重要性を説く記事も掲載された。それによれば、愛郷心の喚起は愛国心につながるといい、ねふたは地方の娯楽のひとつとして相当の価値があるという。そして、ねふた喧嘩が蛮風だとするが、それはねふたが悪いのではなく、ねふたを悪用する者が悪いだという。変わったものを造って喧騒して練り歩く行事は日本各地にもある。近年、官憲が無用の干渉でせつかくの地方特有の行楽を廃滅しようとしている感があるが、地方の特色のひとつとしてねふたの保存と奨励を唱える、というものであった(弘前新聞 T4.8.2)。また、夏八瀬という人物が「佞武多の孝心 喧嘩を愧(はじ)よ」とし

て、青年達が元気養成や武士道鼓吹のためだといって、仲間達を集めてねぶた喧嘩をするのは教育者の力不足であり、その闘争心をかきたてているのが大きい扇燈籠である。よって、扇燈籠を不許可にしてきれいな人形燈籠ばかりになれば、人心も優しくなり、七夕祭りの優美な国となろう、とした。そして「いまの警察署長が、大きい扇燈籠を禁止して、人形ねぶたならば許すといっているのは気に入った」と述べた(弘前新聞 T4.8.6)。

このような扇燈籠(ねぶた)がねぶた喧嘩の原因となる、という認識は警察にもあったようだ。8月9日午前、弘前警察署が、各新聞記者に対して説明した倭武多取締方針では、「ねぶたは、由緒も歴史も古く永久に保存すべきものだが、それともなう弊害を除去するため」各町総代や消防役員と取締方針を協議したが、その実施にあたっては限りある警察力だけでは難しいので、各町総代消防役員と各新聞社の援助で実現したいと述べていた。協議では「運行は万事放任すべし」という説もあり、各町毎に総代を立てて警察の監督下に運行しようという意見もあったが、結局、5部に分かれて各部に就いて監督することになった。そして警察は、ねぶた喧嘩の原動力が、扇燈籠運行での両者の衝突から発生するものと認定し、扇燈籠の高さを抑制した(弘前新聞 T4.8.10)。

取締りの厳しさと市内への電話線敷設が、祭りの衰退を招いているという意見も出た。それによれば「津軽名物のひとつ」である弘前のねぶたが廃れてきた一方で、官憲の取締りが厳しくなり、文明の利器である電灯の線が蜘蛛の巣のように張られているため、高さが制限されて運行の邪魔になるので、ねぶたを出したい家でも控えるといった状況であるという。とくに昨年、北田氏が弘前警察署長だったときは県令の倭武多取締りも無視して、全く出させない方針をとっていたが、石塚現署長は少し手加減して扇燈籠の高さを強く制限しただけだったから、各町が競ってねぶた製作し、ここ数年見たことがない活気だという。一昨晩は市内のねぶた全部が弘前警察署の前へ整列してそれぞれ検査を受けた。警察署員、消防役員、各町総代が付き添っているから乱暴などはなかった(東奥日報 T4.8.14)。

一方で、青森と弘前のねぶたは異なり、弘前のねぶたは喧嘩が激しいが、弘前のねぶたが軟化堕落しているという。青森風に俗化し、現代式になるのは進歩ではなく退歩であり、広告倭武多や消防のラッパなどは古来の美風を破壊しているという。尚武を忘れて青森化して、ラッパやねぶた流しの化粧踊りなど、現代式のつまらぬことは絶対禁止してほしい、というものだった(弘前新聞 T4.8.18)。

当時の石塚弘前警察署長の談として、当地方のねぶたは七夕祭の代表であるが、喧嘩を放任しておくことはできず、職責としても社会の安寧上を大いに考えなければならない。ねぶた運行する青年達が憎いからではない。ただ一時の興奮に任せて他人に傷害をあたえて囚人となっているから馬鹿げている。その防止策として警察官が指揮者となって運行させるのが一番穏当な措置だろうという。昨年はその第1回目だったが、全市のねぶたを見ることができたと、喧嘩も防ぐことができた(弘前新聞 T5.7.18)。

大正5年(1916)7月20日、例年のように弘前警察署ではねぶた運行について、午前0時から各町総代を警察署楼上に集めて協議会を開き、ねぶた運行規則の原案を提出、協議の末、原案通り決定したが、旧藩公薨去の場合、謹慎の意を表するため、ねぶたは出さない方針を取ることで各総代の意見が一致した。(東奥日報 T5.7.21)。一方で、弘前のねぶたは旧藩主逝去のため遠慮すべきだという説と、多少賑わして景気を挽回すべきだという説があり、例年より祭りが振るわず、和徳、土手、新寺町のねぶたくらいしか出ていないという(弘前新聞 T5.7.29)。それでも喧嘩が発生した。8月3日はねぶたの5日目に、各町は弘前警察署の命令で弘前公園堀端に集合して11時に解散したが、帰る途中の品川町のねぶたが、後方から投石されて襲撃をうけ、21、2才の4名の若者が重軽傷を負う(弘前新聞 T5.8.5)。

大正6年(1917)は、ねぶたの運行許可願が少なく、物価高騰や原料暴騰の影響かという(弘前新聞 T6.7.30)。また「ねぶたの改良」として、ねぶた喧嘩は絶対に禁止しなくてはならないが、ねぶたの根本的性質である勝負的精神の体現を失ってまでも堕落化し盆踊化してはならないという。また、ここ3年間のねぶたは、電信電話、電灯の架設に準じた警察の高さ制限(8尺以下)、物価騰貴で技術が退歩している。よって、ねぶたの改良方法として、ねぶたを美術化して外客を誘致する機会とする。そのため、喧嘩と扇燈籠は廃止して組ねぶたを奨励し、ねぶたの7日間は各商店は12時頃開店し、軒燈籠を吊して活気をつければ、地方繁栄策とならないか、としている(弘前新聞 T6.8.25)。

3 取締対策の転換と失敗

大正7年(1918)頃、ねぶた喧嘩が落ち着いたのか、弘前警察署は取締方針を転換した。それによれば、従来の警察は、喧嘩暴行等の防止矯正を取締の主要点にしてきたが、近年は青年達にもそのような悪習がなく、顧慮すべき必要がなくなったため、警察の取締趣旨は従来と変わり、地方の祭典であるねぶたそのものの取締りではなく、それに付随する公衆衛生、交通整理、保安上の警戒に重きを置き、各ねぶたの監督は、主に各町委員に一任する方針にした。そして、各消防小頭と各町総代委員、ねぶた責任者を警察署に集めて、山田署長から諸般の注意事項と運行順序等を

申し渡した(弘前新聞 T7.8.7)。

しかしそれでもねぶた喧嘩が発生する。大正 8 年(1919)のねぶた第 4 日目の午後 9 時頃、弘前市下土手町四つ角菊池薬局前で、下町と松森町のねぶたが衝突してねぶた喧嘩となり、約 10 分間、棒や竹槍の修羅場となって双方に負傷者数名が発生した。弘前警察署が犯人探索を開始した(東奥日報 T8.8.1)。第四日目もその復讐戦が発生し、また双方に負傷者が発生する。弘前警察署では犯人探索のため、巡査で手分けして捜査した(東奥日報 T8.8.2)。

そのようななか、弘前警察署は、ねぶた期間中の市民の心得として 4 項を定めて、一般に周知するため市内要所に掲示した。それは、火の取り扱いを注意すること、市内で腸チフス患者が発生している地区があるので注意すること、例年ねぶた喧嘩で投石があり誰に当たるかわからない。そのようなことばかりでは、せっかくの祭りに人が来なくなり、弘前市繁栄の害となるから、気持ちよくねぶたを持って歩く方が一番いいだろうという。また、ねぶた運行中は、日暮れに道路に水を撒き、虫が立ち上らないようにしてほしい、とのことだった(弘前新聞 T8.8.16)。翌日は再び、ねぶた喧嘩の復讐戦が発生し、前後 3 回にわたり、約 30 分間、下町および仲町部内連合と松森町とのねぶた喧嘩があり、ねぶたが破壊されて、負傷者を出した。このような野蛮な遺風はすべからく一掃したく、その筋に注意を望みたい、としている(東奥日報 T9.8.18)。

大正 10 年(1921)、弘前警察署は、ねぶたの取締について昨年同様の方針をとった。弘前市は従来、非番の巡査まで召集していたが、新署長の方針では、市民各自が自警の精神で行動し、互いに公共の安寧秩序を保持するべきで、特別に取締の必要はないとして、各町総代及び消防幹部が適宜監督するよう協定した。ただし規則違反者には警察が職務を遂行するとし「佞武多取締規則」を提示した(弘前新聞 T10.8.6)。

ねぶた喧嘩が続く。前夜の喧嘩で敗北した下町が、8 月 9 日夜 12 時半頃、徒町で上町のねぶたを襲撃した。投石から双方数十名が乱闘し、約 30 分で上町が敗北、下町はねぶた 1 個を捕獲して凱旋した。双方数十名の重軽傷者、近隣で家具や板塀の被害が多かった(弘前新聞 T10.8.10)。去る 8 日夜、徒町川端町でねぶた喧嘩があり、新寺町の 30 才の男が凶器を持って左肩に重傷を負い、多数の負傷者が出た。警察が捜査して、検挙者十数名が出た。さらに下町と上町が喧嘩、投石、乱闘、ねぶたの分捕り、重軽傷者、民家や店舗破壊が発生した(弘前新聞 T10.8.13)。

大正 11 年(1922)も 8 月 11 日午前 2 時から、弘前警察署へ各町総代消防幹部三十数名を召集し、ねぶた運行に関する注意事項の申し合わせをした。それによれば「一、運行について責任者を定めて願書を提出すること。二、ねぶたの絵画に、生首などの凄惨な絵や風俗上よくないものを描かないこと。三、高さ 8 尺以上のねぶたは、町内の一定の場所に飾り置いて絶対に運行しないこと。四、1 個のねぶたに消火用ササラは 3 本以上携行しないこと。五、ねぶた運行に従事する者は、刃物棍棒などの凶器を携帯しないこと。六、ねぶた運行に従事するものは覆面をしないこと。七、ねぶた運行の際、町内ねぶたを批評したり、その他総論の原因となる言動をしないこと。八、ねぶた運行でみだりに金品を請求しないこと。九、ねぶた運行は、每晚午後 7 時から午後 11 時までとすること。」であった、ただし 8 月 27 日・28 日は運行順序と経路を指定している(弘前新聞 T11.8.12)。このササラとは、運行中のねぶた内部の蠟燭の火が誤って延焼した際にそれを消火するための道具であるが、ときおりその穂先に、喧嘩用の槍を隠す者がいたので、所持本数を制限したのである。

また同年夏には、内務部長の紹介で県外から京都大学法科部学生が来弘し、4、5 日間、ねぶたの研究をしたが、その実態に驚いたようで、8 月 26 日午後弘前警察署長を訪れ、取締りの必要性を提言したという。要約すると「ねぶたは野蛮の娯楽であり、棍棒を持って仕込み杖を携行し、昨晚は四つ角で喧嘩をしていたが、警察では何ら取締をしていないのはどのようなことか。武士道鼓吹のために必要なことだと聞くが、見ると聞くとは大違いで、かえって悪風を助長する有害無益の弊風だ。警察署長がこれも黙認し、取締りを講じないのは警察が無いに等しい。弘前は立派な教育地と聞くが、それどころか希に見る野蛮市である。ねぶたを大事件のごとく思い、思想問題が騒がしい今日にこれを廃せよ、とはいわないが、充分に取締ってはいかがだろうか」というものであった。これに対して署長は、「君はねぶたの見方を間違っている」と、諄々と説明したので、この学生も納得したという(東奥日報 T11.8.27)。

そして、ついに警察の対応力を越える大規模なねぶた喧嘩発生する。「弘前名物のねぶた喧嘩」は、近年しばらく跡を絶っていた感があったとされていたが、数日前から上町と下町の間で小競り合いが発生していた。26 日夜は、警察署長が部下を率いて取締中、何者かの投石で足を負傷したという。すると同夜午後 10 時頃、百石町で上町組と下町組が闘争を始め、やがて数百の野次馬も盛んに石打ちをはじめて応援し、元寺町の弘前警察署前でも大きな乱闘が続いた。その騒動が拡大し、制止できなくなった警察署では、夜 12 時頃、警鐘を打って消防組を緊急招集した。しかしそのときすでに双方は退却した後だった。家の門扉や店のガラスや障子が破壊され、新聞社の門灯はメチャメチャに壊され警官 2 名が負傷した。取り調べの結果、12 名が拘留処分になり、犯人 20 名を取り調べた。翌 27 日午後、

消防組幹事、市内各町総代有志者を集めてねぶた運行上について協議し、27、8日両晩は喧嘩防止手段として、各ねぶたに多数の消防夫と町内総代を同行して警備することにした。また署内巡査では足りないから、27日夜から管内各村駐在巡査を招集して取締することになった。検挙者の裁判前に検事が弘前警察署と打合せを行った。27日、弘前警察署長は、弘前警察楼上へ消防組幹部と各町委員を招集して取締の協議し、5部の各部内に消防30名に警官を5名ずつねぶたに付き添わせて、午後8時から11時まで市内各町を運行することにした。運行ルートも決めた(東奥日報 T11.8.28、弘前新聞 T11.8.28)。その後、警察は駐在巡査も召集して警戒態勢をとり、各町の連合ねぶたも運行は静粛だったという。長期拘留を恐れたかねぶた喧嘩の戦闘員が検挙されて意気が下がったか。警官達も街角でねぶた喧嘩を待つ群衆を元気に追い払っていたとある(弘前新聞 T11.8.29)。

そして事件時の事情がしだいに明らかになっていった。この26日夜11時頃に、警察が鳴らした消防の三ツ番の警鐘に、弘前市民は「大火か」と驚いたが、実はねぶた喧嘩だった。乱闘中に警鐘を聞いた野次馬連中は、家や妻子を心配して帰宅したため騒ぎは収まり、負傷者も少なかったという。しかしひとつ問題が起きた。消防の出動費を弘前市が出すかどうかであった。警察署が非常召集で前例の無い三点の鐘を打ったことは、喧嘩で多くの人命を守るためのいい方策だったが、出動した消防の費用を負担するのは、警察書か弘前市か、今後の検討問題となった(弘前新聞 T11.8.29)。

この事件はのちに「半鐘事件」と呼ばれるようになる。首都圏の新聞でも報道されるほどであった⁷⁾。新聞紙上では弁護士・法学士館田謙吉による論考「佞武多喧嘩の正式裁判について」が掲載された。それによると、弘前市の一住民として、我が弘前市や郷友のため弁護したいという。ねぶた喧嘩関係者に対して、弘前警察署が30日未満の拘留を宣告したが、それについて被告達が不服を申し立てて正式裁判を要求したのはもっともなことであるという。さらに館田は、弘前市年来のねぶた喧嘩の意義を明らかにして、官憲の無謀干渉の予防と地方風習の理解に資したいという。それによれば、ねぶた喧嘩は犯罪ではなく危険なる遊戯である。そして、弘前署長はこの地方の遊戯の危険性に驚いて、夜半に消防組の近火召集合図である3点鐘を乱打したそうだが、反論があるとした。すなわち、(イ)三点鐘は、ねぶた喧嘩沈静のための合図だというのが、市民にとっては初耳であること。(ロ)警察署長は、我が弘前市内の地方的風習であるねぶたの意義を理解しているのだろうかということ。(ハ)ねぶた喧嘩は、七夕祭りの終了とともに終了するのが当地の慣例であるのに、関係者を20日から29日拘留することを宣告するのは、必要以上の警察力であること。(ニ)ねぶた喧嘩関係者は、1日拘留すれば、その保安処分の目的は完成するから、刑罰は自己の私情に出るべきではないこと、等だった。これらの点から、喧嘩自体の違法性を認めないとし、弘前警察署長のように、地方的慣習を軽視して29日もの拘留を科するのは法律上問題がある、と述べている(弘前新聞 T11.9.14)。

この半鐘事件に関わる14名の第2回公判は大入満員だったという(弘前新聞 T11.9.27)。しかし「思ったより軽かった佞武多喧嘩の判決・被告も傍聴人もホクホクもの」という見出しが出て、18才から34才の男性17名が科料10円から2円を命じられ、1名は無罪となった(弘前新聞 T11.9.30)。当時は、新聞紙上に太平会の入選句として「尚武の気今の喧嘩のねぶたかな」という句が掲載され、喧嘩ねぶたは尚武であるという認識が、市民間でまだ根強かった(弘前新聞 T11.9.15)。

大正12年(1923)8月12日、本年の佞武多取締について岡本弘前警察署長の談が掲載された。それによれば、ねぶたは他県では見ることができない特許品であり、誠に壯観で永く存続させたいが、鬭争的観念その他の弊害を除去して老幼婦女子にも危険なく楽しく観覧させたい、という。そして、昔はねぶたに喧嘩は付きものとした時代もあるが、それは交通機関が発達せず「土着の人」ばかりだったからであり、いまは各県からの来往も多くなって、弘前のねぶたが各県へ紹介されるから、凶器を携帯して鬭争するような野蛮な習慣は止めて、一般市民も自覚して時代に適合した様式美にするべきだとする。昨年も犠牲者を出し刑事問題にもなった。よって鬭争しない限りなるべく自由を与えて娯楽の趣旨の添うようにしたい。全部の運行経路を一定にするかという点は、取締上は便利だが、興を特定の場所に集めるのかという批判もあり、観衆や商人の便宜のためにも今年は、各部内毎に集合地を指定し、ねぶたをそろわせて運行経路は定めないとした。次に弊害の強い金品強要だが、自らの町内はいいが、他町内に求めたり、運行時に金品を要求するのは不届きである。厳しく取り締まりたい、という内容だった(弘前新聞 T12.8.11)。

またその他にも、弘前警察から以下のような注意があった。毎年のねぶた運行では、電話線が切断されたり、ケーブル焼失の被害もあり、通信上の大きな支障となっている。よって告発などの制裁をしてもいいのだが、特殊名物のねぶたを永続させたい希望から、告発等は取らない方針だから、各運行責任者は充分注意してそのような行為がないようにしてほしい。ねぶたの取締を各署で励行している結果、少しずつ従来の悪習が改善されているが、いまだ金品強請や運行中の変装、土足のまま家屋に入ること、男女の野合や会飲などが収まらない。昨年は暴行鬭争が発生し、多数の違反者および検挙者が出た。このようなことが起こらないよう、県警察部から各署に連絡があった(弘前新聞 T12.8.12)。